

特集



「ベンチマーク」入門 営業店行職員のための Q&A

● 金融行政方針などを踏まえた取引先支援の進め方 ●

金 融庁から、平成28年9月に「金融仲介機能のベンチマーク」が、10月に「平成28事務年度金融行政方針」が公表されました。本特集では、金融行政方針やベンチマークの概要をやさしく解説し、ベンチマークなどを受けて、これからの営業店の行職員にはお客様・取引先に対して、どんな金融サービスの提供や支援が求められているのか、そのポイントを学んでいきます。

Q&Aで理解する ベンチマークと金融行政方針のポイント

ベンチマーク公表の背景などをQ&Aで解説します。

NTTデータ経営研究所 金融政策コンサルティングユニット
大野博堂 加藤洋輝 園部光宏

Q1

金融仲介機能のベンチマークとは何？なぜ導入されたの？



A 金融機関の経営環境が厳しさを増している中では、

各金融機関が問題意識を持って自らのビジネスモデルを検証し、それぞれが自主的な創意工夫の下、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた具体的かつ有効な取組みを行うことが求められます。

このことから金融庁では、金融機関の金融仲介機能（融資業務等）に関して、金融機関の自己点検、顧客への開示、金融庁との対話のための論点整理として、金融機関が採るべき指標類について公

表しました。これが「金融仲介機能のベンチマーク」（以下、ベンチマーク）です。

ベンチマークはすべての金融機関が公表する共通ベンチマーク、そして自由に選択できる選択ベンチマークから構成されています（詳細はQ3・Q4で解説）。金融機関はベンチマークの項目について、自庫における取組状況や件数等を金融庁に報告するとともに、合わせて地域顧客にディスクロージャー誌等で開示していくことが求められています。

日本型金融排除の弊害などを金融庁が認識

では、金融庁はなぜベンチマークを打ち出したのでしょうか。この点については、平成28年10月に公表された「平成28事務年度金融行政方針」（以下、行政方針）を読むと分かります。

例えば融資について、行政方針では「金融機関と顧客の認識に相違が存在しており、十分な担保・保証のある先や高い信用力のある

先以外に対する金融機関の取組みが十分でないため、企業価値の向上等が実現できていない状況、いわゆる『日本型金融排除』が生じていないかの実態把握をする」旨が書かれています。

また、「地方金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築」「金融機関が抱えるリスクを細かく査定することをやめ、企業の将来性などを見極める事業性評価に取り組みているかを重視する」といった路線変更も示されています。

金融庁は、こうした問題をクリアするため金融機関に取り組んでもらうべき項目をベンチマークとしてまとめたといえるでしょう。

ポイント

- ・金融機関が取り組むべきことや、持続可能なビジネスモデル構築のために公表されたのがベンチマーク
- ・金融機関は取組状況や件数等を開示することが必要に